

議第 5 号議案

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の
法制化を求める意見書案

上記意見書案を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 25 年 6 月 24 日

提出者	桐生市議会議員	小	滝	芳	江
賛成者	桐生市議会議員	佐	藤	光	好
	同	福	島	賢	一
	同	山	之	内	肇
	同	井	田	泰	彦

桐生市議会議長 相 沢 崇 文 様

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の
法制化を求める意見書

現在、国民の「こころ」は深刻な状態にあり、平成24年は減少したものの、平成10年から平成23年まで14年間毎年3万人以上の人々が自殺によって命をなくしている。更に320万人を超える人々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患により医療機関を受診しており、さらなる増加傾向を示している。自殺と精神疾患との密接な関わりや児童期のこころの健康問題等が、関係各方面から指摘されており、こころの健康と精神疾患の問題は、まさに国民の健康及び生活上の重大な問題となっている。

しかし、わが国における精神保健医療福祉の施策は、こうした問題に対応するには不十分な状況にあり、また、多くの困難を抱える精神障害を持つ人の家族に対する実効的な支援も求められている。

そこで、このような状態を改善し、国民が安心して生活ができる社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な政策を実行することが必要である。

よって、桐生市議会は、国会及び政府に対し、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月 日

桐生市議会議長 相 沢 崇 文

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

文 部 科 学 大 臣

厚 生 労 働 大 臣 あ て